

中野区産後ケア事業 受付・利用者負担金徴収等の業務について

1. 利用予約の受付業務

- ① 利用者からの予約電話を受け、以下を確認し受付簿に記載する。受付簿は受託者が用意する。
 - イ 利用カードに記載されている登録No.
 - ロ 氏名・住所・連絡先等
 - ハ 出産予定日若しくは出産日（利用期間内であること）
 - ニ 利用希望日、事前説明や施設見学の希望等
 - ホ ケア支援者派遣事業においては利用者の希望内容の聞き取り、初回面接の日程調整等
 - ヘ その他、利用者の体調、妊娠状況、履行場所の管理上必要となる事項等
- ② 本業務の履行場所となる助産院・医療機関等において施設管理上、利用を認めていない者（喫煙・感染症罹患等）については、受託者は区と協議のうえ、本事業の利用を拒否することができる。
- ③ 受託者は実績報告月の2か月後までの予約状況を、毎月1回、区の指示する時期・様式により報告すること。

2. 予約キャンセル

- ① 予約のキャンセルについては、区の指示する様式により報告し、キャンセル料については次の表によること。
- ② キャンセル料が発生する場合は、当該利用者に対し、キャンセル分の日数は使用済みとみなされる旨を伝える。また、利用カードへの捺印が可能な場合には、当該日数分の捺印を行う。

事業	キャンセルの時期	キャンセル料
ショートステイ	利用予定日前々日までのキャンセル	0円
	利用予定日前日以降のキャンセル及び無断キャンセル	20,000円 (消費税10%の場合は20,370円)
デイケア	利用予定日前々日までのキャンセル	0円
	利用予定日前日以降のキャンセル及び無断キャンセル	10,000円 (消費税10%の場合は10,186円)
ケア支援者派遣	利用予定日前々日までのキャンセル	0円
	利用予定日前日以降のキャンセル及び無断キャンセル	3,055円 (消費税10%の場合は10,186円)

3. 利用者負担金の徴収及びカードへの捺印

- ① 受託者は下記の表に定める利用者負担金を利用者から徴収し、領収書を発行すること。領収書は受託者において用意する。
- ② 領収書の名目は「中野区産後ケア事業利用者負担金」とし、他の営業による収入と合算しないこと。
- ③ 受託者は利用カードの利用済印欄に利用事業の日数・時間に応じ捺印する。
- ④ 受託者は区に委託経費を請求する際に、当該月に徴収した利用者負担金の合計額相当を減額すること。

利用者 カード 区 分 (色)	内 容	ショートステイ (1日あたりの負担額[消費税含む])		デイケア (1回あたりの負担額[消費税含む])		ケア支援者派遣 (1時間あたりの負担額[消費税含む])	
		消費税額		消費税		消費税	
		8%	10%	8%	10%	8%	10%
A (桃)	住民税課税世帯	3,000円	3,055円	1,000円	1,018円	1,000円	1,018円
B (緑)	住民税非課税世帯	0円		0円		0円	
	生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯及び被災児童等がいる世帯(利用者負担が区民同様とされる世帯を除く)	0円		0円		0円	